

2001年3月21日

#### 頂いたご意見

倫理規定案についての意見を述べます。要点は公衆の安全だけでなく、「健康、福利」を追加することにあります。

1. 前文5行目に以下を追加・修正する：

を遵守し、“公衆の安全、健康、および福利”を確保する。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

“公衆の安全、健康、および福利”とせよ、とのご意見ですが、ここではこれらを広義の安全に含めて理解しています。

#### 頂いたご意見

2. 憲章の第2項を以下のように修正する：会員は、公衆の安全、健康、および福利を全てに優先させて……

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

前文のところで述べたとおりです。

#### 頂いたご意見

3. 以上を受ける行動指針を追加する：

具体的には、National Society of Professional Engineersの

「技術者のための倫理規程」、II. 実務の原則、1. a. および e 項のような内容を含める。  
(科学技術者の倫理 その考え方と事例、丸善、1998, p.443 から引用)

a. 技術者の判断が、生命または財産を危険にさらす事情のもとでくつがえされる場合、その雇用者または依頼者およびその他の適当とみられる権限ある者に通知する。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

大変重要ご指摘を有難うございました。2 - 5 <安全性向上の努力>としてご主旨を反映いたします。

#### 頂いたご意見

e. 技術者は、この規程への違反とみるべきことを知ったときは、それを適当な専門職団体および関連がある場合には公的機関へ報告し、正当な権限がある者には必要があれば情報または援助を提供する協力をする。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

倫理規定は会員の合意できる倫理的ルールを明文化したもので、これを遵守させる仕組みは別に考えなくてはならないものです。例えば学会に倫理委員会を常設し、倫理規定に違反している会員に警告を発したり、会員がその所属する組織との間で倫理上のトラブルを生じたとき調整する機能を持たせるというのも考えられます。しかしながら学会はまだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。ご猶予をいただきますようお願い申し上げます。